

# 「(仮称) 戸田市手話言語条例 (案)」とは？



## 意見募集期間

令和2年1月6日から令和2年2月5日まで

### Q. どのような内容なの？

言語はお互いの気持ちを理解したり、様々なことを学んだり、社会に出て毎日を豊かに過ごすために欠かせないものです。手話は、ろう者（生まれつき聴覚障がいがあり、手話でコミュニケーションをとる方）が大切に育んできた言語で、音声言語である日本語とは異なる視覚的な言語です。

戸田市では、手話は言語であるとの基本理念をもとに、手話の普及と手話を使いやすい環境を整備するために、「(仮称) 戸田市手話言語条例 (案)」を制定し、ろう者を含む全ての人がお互いに尊重し合い、支え合って暮らしていける社会の実現を目指します。

### Q. 市民生活にどのような影響を与えるの？

戸田市では、現在、手話通訳者派遣事業をはじめ、職員への手話研修など、手話に関する施策を行っています。条例制定をきっかけに、手話を使用できる環境の整備や、手話とろう者についての学習の機会の提供など、様々な手話に関する施策を行っていきます。

手話を必要とする人も、そうでない人も、ともに暮らしやすい地域社会の実現を目指すため、市民や事業者のみなさん一人ひとりが、少しでも手話に興味を持っていただき、自分にできることから取り組んでいくことが大切です。

### イメージ、写真等



皆様のご意見をお待ちしています！

